

第 39 回児童福祉審議会子ども・子育て分科会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 18 日 (木) 10:30～11:30

会 場 はぐくみかん 5 階 会議室 3・4

出席委員－岩波啓之、織田俊美、木津りか、小泉姿子、五本木愛、新保幸男、竹内英樹、谷英明、
永松範子、星野洋司、松本敬之介、宮田丈乃、吉田尚子、渡邊康乃

欠席委員－菊池匡文、久保山茂樹、小賀坂裕子 (五十音順、敬称略)

事 務 局－子育て支援課 有川課長、澤村主査、市原主任
子育て支援課 (放課後児童対策担当) 田中課長
こども家庭支援課 佐藤課長、渡邊係長、古澤主任、千葉主任

傍聴者 4 名

1 開 会

会議定足数報告

本分科会委員 17 名中、半数以上となる 14 名出席のため、児童福祉審議会条例第 5 条第 3 項「委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」に基づき、本分科会は成立したことを報告。

2 資料確認

事前送付した資料と席上配布した資料について説明。

3 報 告

(1) 次期横須賀子ども未来プラン策定に関する調査結果報告書について

4 議 事

(1) 次期横須賀子ども未来プランの策定について (施策体系)

【審議結果】

(1) 次期横須賀子ども未来プランの策定 (施策体系) について、資料 4～6 及び、参考資料に基づく説明及び質疑応答を行い、施策体系をこども大綱を勘案した大柱、中柱として今後進めていくこととした。

【質疑概要】

報告 (1) 次期横須賀子ども未来プラン策定に関する調査結果報告書について
委員より質疑等ご意見なし

議事（１）次期横須賀子ども未来プランの策定について（施策体系）

（松本委員）

資料６について、「地域の子どもは地域で育てる」という観点からみると、大柱や中柱にその内容が含まれていないように思えるがいかがか。

（事務局：子育て支援課主査）

資料６の３（２）「地域子育て支援、家庭教育支援」というものがあり、具体的な施策は今後検討していくが、このあたりに当てはまるのではないかと思っている。

（松本委員）

３（２）「地域子育て支援、家庭教育支援」は、子育て当事者、つまり働く人への施策であって、こども達への施策ではないのではないか。私が言いたいのは、こども達への施策があるべきではないか、という点である。

（事務局：子育て支援課長）

現時点では大柱の部分しかお示ししていないので、松本委員の「地域の子どもは地域で育てる」が資料６のどの部分あてはまるのか、具体的な事業をこれから検討していく中で、今後議論していきたい。

（事務局：放課後児童対策担当課長）

資料６の大柱２中柱２「学童期・思春期」、具体的なところでいうと資料５こども大綱の２７ページから２８ページにこども・若者の「居場所づくり」について記載されており、「居場所」の中の一つに「子ども会」が含まれていることから、子ども会の活動という部分はこのあたりに該当してくるのではないか。

（新保分科会長）

補足させていただくと、資料６の次期計画の大柱３「子育て当事者に対する取り組み」というのは、保護者、所謂親への施策を指している。

また、大柱２「こどものライフステージごとの取り組み」は、こどもの年齢、ライフステージに応じたこどもの施策となる。

あくまで、こども大綱は国としての施策となるため、市の計画は地域を意識した計画となるよう今後具体的な課題について皆様からご意見をいただけたらよいと思う。

（永松委員）

参考資料の５ページ、大柱２中柱２のイ「こども・若者の視点に立った居場所づくり」の中に放課後児童クラブについての記載があるが、第２期子ども未来プランでは「４-２-ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進」とあるが、この一体型というのはどういうことか。

(事務局：放課後児童対策担当課長)

この「4-2-ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進」は現行の計画に載っている施策である。第2期の計画策定当時は、この一体型を進めていくということだったが、今の時点ではそうはなっていないため、次期計画ではどのようにしていくかは今後検討していくところである。

(永松委員)

「一体型」と「校内交流型」が混同されやすいが、こども家庭庁のパッケージでは「連携型」や「校内交流型」という言葉が使われているので、同じ方向性になるということか。

(事務局：放課後児童対策担当課長)

パッケージの表現として当時は「一体型」だったものが「校内交流型」に変わっているということは承知している。当然基本的には国が示した記載に合わせたものになる。

(谷委員)

国が策定したこども大綱は、ヤングケアラーなどの新しい課題を含めて考えられているので、この施策体系でやっていくべきだと思う。各事業をこども大綱をもとにした施策体系に落とし込むのは大変だったと思うが、次期計画で市が今後どのように取り組むのか、具体的な施策が最も重要である。

参考資料の3ページ中柱6のイ「社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援」の一番下にある「多職種・関係機関の連携による自立支援」について、資料5のこども大綱では22ページ(上から12行目)に多職種・関係機関の連携による自立支援ということで、ケアリーバー※に対する支援が記載されている。

また、その2行下には「社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者」について書かれており、これは今とても問題になっているところである。読売新聞(3月11日)の記事では、児童相談所等の支援を受けず、虐待を受けたまま成人となり精神的に病んで生活ができない人達、記事では「虐待サバイバー」という言葉を使っていたが、そのような人たちに対する支援も必要となることが今後の課題だと考えている。

今後国でも取り上げると思うが、参考資料の3ページ「多職種・関係機関の連携による自立支援」の部分に「社会的養護経験者及び、未経験者への自立支援」を加えていただきたいというのが私の希望である。こども大綱を読み込んでいくと、必要と思われるものがでてくるので、それをスルーしないで受け止めながら考えていただきたい。

※ケアリーバー：児童養護施設や里親家庭などの社会的養護の経験者のこと。

(事務局：子育て支援課長)

今回は、具体的な施策というよりは、大枠の部分についてお示しした形であるため、まだこども大綱から落とし込んだ施策体系については荒い部分がある。今後施策について議論していく中で、漏れているもの、足りないものはないか、また、施策の表現等についてご意見いただければと思う。

(五本木委員)

参考資料の2ページ、大柱1中柱5「障害児支援・医療的ケア児への支援」について、「地域における支援体制の強化」、「インクルージョンの推進」、「特別支援教育等」と3つの施策が記載されている。ま

だざっくりしたものだと思うが、これだけでは医療的ケア児への支援は読み取れない。2021年に医療的ケア児支援法ができ、具体的に地域で生活していくなかでどんな支援が必要か、実際の家庭でどんな課題を抱えているのか、市としてその課題解決をするためにどんな取り組みをしていくのか、上記の3つの施策ではわからないため、具体的な記載がもっと必要である。医療的ケア児への支援をしっかりと含めてもらいたい。

(事務局：子育て支援課長)

医療的ケア児に対する支援も少しずつだが進めている取り組みもあるので、具体的な施策として記載していければと思っている。お示しした中柱5の中には「医療的ケア児」という文言がまだないため、実際に事業を落とし込む際に分類しやすいよう、記載したいと思う。

(谷委員)

2点確認したいことがある。説明の中で次期プランは、さまざまな計画をまとめて1つの計画(プラン)として策定する、という話があったが、それは各計画の上に新たに1つ計画をつくるということか。それとも、各計画を無くして1つの計画にするということか。

また、参考資料の右側に現行プランの掲載事業が記載されているが、次期プランにおいて、全くそのまま継続して掲載することは止めていただきたい。似た事業だからといって同じものを記載してしまうと、対象年齢や事業内容が現状と異なる可能性があるので、きちんと見直しをしていただきたい。

(事務局：子育て支援課長)

1つ目の質問について、6つある計画をすべて含んだ計画が次期子ども未来プランとなるので、この計画が他の計画の上や下になるというものではない。

2つ目について、現行の計画に掲載されている事業をそのまま次期プランに落とし込むのではなく、すでに策定から5年経過しているため、現行プランの事業も含めたうえでもう一度次期プランにふさわしい内容となっているか、見直した上で検討したいと思う。

(竹内副分科会長)

資料6の中柱のタイトルについて、大柱2中柱2「(1) こどもの誕生前から幼児期まで」、「(2) 学童期・思春期」、「(3) 青年期」と3つの時期が記載されているが、この中柱だけで見たときに施策のイメージが湧きにくい。他の中柱をみると「～の対策、～の充実、～の推進」となっていることから、例えば「青年期の取り組み」という表記のほうが、具体的なイメージが付きやすいのではないかと。

(事務局：子育て支援課長)

子ども大綱の内容をそのまま中柱に落とし込んでいるため、おっしゃるとおり中柱として独立させたときに違和感がある。他の柱ともあわせて、修正したいと思う。

(新保分科会長)

中柱について文言の修正等あるかと思うが、基本的には事務局案のとおりの大柱、中柱の内容で進めさせていただきたいと思う。

(木津委員)

大柱1中柱7のエ「犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備」について、近年災害が多発しているが、災害時に子どもは保育園や学校に通っていて親元にいない状況が多いと思う。そういった時子ども達をどのように守るのかは個人の判断になるので教育することが大事だと思う。能登の地震もあり、災害時の対応についても是非プランを立てていただきたい。

子ども達への教育としては、災害防災の基本を徹底させておくことに加えて、横須賀の魅力であるきれいな海や自然、住みやすさ等にも触れていけば、永く住み続けてくれて、地域の活性化につながるのではないかな。

(事務局：子育て支援課長)

横須賀市でも防災計画の見直しをしている。災害時の対応について、ほかの計画も見ながら落としこめていけたらと思う。

(新保分科会長)

大柱4中柱2に権利の主体である「こども・若者の社会参画・意見反映」というものがある。この審議会には子どもや若者が入っていないため、委員の皆様にご了解いただけるのであれば子どもや若者の意見を次期計画に反映できるよう、子どもや若者にも審議会メンバーに加わっていただきたいと考えている。

手続き等ですぐに加わることは難しいかもしれないが、どんな方法がいいのか事務局で検討し、前向きに対応いただきたい。国や神奈川県では、いずれも子ども・若者に委員会の委員に就任してもらい、直接意見を聞くという機会をもっている。国では、別の部会を作ってそこで子ども達の意見を十分に練ってもらい、基本政策部会というこのこども大綱など大きな方向性をきめる審議会で報告してもらおうという取り組みを行っている。子ども達はとてもしっかりとした意見をもち発言してくれているため、横須賀市でも同じようにできたらよいと思っている。

(事務局：子育て支援課長)

子どもや若者の委員について、検討していきたい。次の審議会で何かご提案できたらと思う。

*この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

以 上